

資料

訳注 晉書刑法志 (甲) (未定稿)

内田智雄

至惠帝之世、政出羣下、每有疑獄、各立私情、刑

法不定、獄訟繁滋、尙書裴頠、表陳之曰、夫天下之事

多塗、非一司之所管、中才之情易擾、頼恒制而後定、

先王知其所以然也、是以辨方分職、爲之準局、準局既

立、各掌其務、刑賞相稱、輕重無二、故下聽有常、羣

吏安業也、舊宮掖陵廟、有水火毀傷之變、然後尙書乃

躬自奔赴、其非此也、皆止於郎令史而已、刑罰所加、

各有常刑、云元康四年、大風之後、廟闕屋瓦、有數枚

傾落、免太常荀寓、于時以嚴詔所譴、莫敢據正、然內

△秘閣本には「頼恒」が「恒頼」になっている。

△朝鮮本には「以」の字がない。

△朝鮮本には「辨」が「辯」になっている。

△百衲本・宋明本・朝鮮本・對注本には「云」が「去」になっている。

外之意、僉謂事輕責重、有違於常、

惠帝^aの時代になると、政治は群臣によって行なわれた。きめがたい裁判があるごとに、おのおの私情をさしはさみ、刑罰法律は一定せず、裁判は頻繁となった。尚書^bの裴頠^cは、このことを上書して次のように述べた。「そもそも天下の政事は多岐にわたっており、ひとつの官司だけで管掌しうるところではない。通常の才能のものは情^{こころ}はみだされやすく、一定して変らない制^{きまり}があることによって、はじめて動かないものとなる。先王はこのようなことを知っていたので、そこで四方を別ち官職を分け、その職務の規準的な区分を作った。職務の規準的な区分が確立すると、おのおのがその任務を掌るようになり、刑罰褒賞がそれぞれの行為に相応し、その軽重がまちまちになることがない。それ故、しもじものものが聴従するのにもいつもさだまっていたよりどころがあり、役人たちは安んじて職務にはげんだ。もとは、宮殿陵廟に水火や毀損の災変があった場合に、はじめに尚書が自分自身その場にかけてつけた。このような事態でないかぎりには、すべて郎や令史^dにとどまるのみであった。そして、

a 惠帝。290—306 A. D.

b 尚書。

晉書職官志によると、晉初の尚書は、吏部・三公・客曹・駕部・屯田・度支の六曹であったが、武帝の太康(280—289)年間に改められて、吏部・殿中・五兵・田曹・度支・左民が六曹尚書とせられ、さらに惠帝(290—306)の世には、このうちのひとつが省かれて、代りに右民尚書がおかれている。ここにいう尚書は、六曹尚書のいずれかをさすのであろう。なお訳注晉書刑法志(四)、一〇二頁、脚注k参照。

c 裴頠。
武帝(265—290)のとき散騎常侍となり、惠帝の初には国子祭酒に転じ、ついで侍中となった。賈后の親族で徳望が高く、尚書・光祿大夫からさらに尚書左僕射・侍中へと累進し、専ら門下のことに任じた。永康元年(300)、趙王倫に殺害された。時に年三十四(267—300)。時俗の放恣を憂えて、儒家の立場から「崇有論」を著わした。

d 郎や令史。

尚書郎や尚書令史のこと。尚書郎は尚書令の属官。尚書令史は尚書郎のさらに下において文書などの事務をつかさどる。

刑罰が加えられるのには、それぞれ一定の刑のきまりがあった。ところが、去る元康四年、大風の吹いたのち、宗廟の楼門の屋根瓦が数枚傾き落ちることがあって、太常の荀寓を罷免した。その時には厳しい詔りによる譴責であったので、あえて抗言するものはなかった。しかし内外のものはみな心の中で、ことからは軽いのに咎責は重く、常法にたがうものがあるのではないかと思つた。

e 去る元康四年。
殿板などには「云元康四年」となっているが、百衲本その他にしたがって「云」を「去」に改めて訳出した。元康四年は 294 A. D.
f 太常。
九卿の一、宗廟や礼儀のことを掌る長官。
g 荀寓。
その伝は明らかでないが、魏志荀彧伝の注にひく世語の荀寓は荀寓の譌かとも思われる。荀寓は字を景伯といい、潁川の人、荀彧の孫。若くして裴楷や王戎等とともに、名声があり、官は尚書にいたつた。

會五年二月、有大風、主者懲懼前事、臣新拜尙書、

始三日、本曹尙書有疾、權令兼出按行、蘭臺主者、

乃瞻望阿棟之間、求索瓦之不正者、得棟上瓦小邪十五

處、或是始瓦時邪、蓋不足言、風起倉卒、臺官更往、

太常按行、不及得周、文書未至之頃、便競相禁止、臣

以權兼暫出、出還便罷、不復得窮其事、而本曹據執、

卻問無已、臣時具加解遣、而主者畏咎、不從臣言、禁

止太常、復興刑獄、昔漢氏、有盜廟玉環者、文帝欲

族誅、釋之但處以死刑曰、若侵長陵一抔土、何以復

△南監本には「更」が「吏」になっている。

△斟注本には「暫」が「暫」になっている。

加、文帝從之、大晉垂制、深惟經遠、山陵不封、園邑不飾、墓而不墳、同乎山壤、是以丘坂存其陳草、使齊乎中原矣、雖陵兆尊嚴、唯毀發然後族之、此古典也、若登踐犯損、失盡敬之道、事止刑罪可也、

たまたま五年^a二月、大風が吹いた。かかりの役人は前の事件に懲り恐れていた。私はあらたに尚書を拜命してほんの三日であつたが、当該部局の尚書が病氣であつたので、権^かの命をうけて兼務で出向いて巡検した。蘭台^bのかかりの役人の方では、棟のあたりを望み見て、瓦の乱れているところを探し求め、棟の上の瓦がすこしくゆがんでいるのを十五箇所見つけた。あるいは最初に瓦を葺いたときにゆがんでいたのかも知れず、とりたてていうほどのことでもなさそうに思われた。風がおこつてとつさのおりに、蘭台の役人はこもごもその場に出向いていき、太常が巡視して、ひとまわりすることもできず、その報告書がまだ届かないうちに、すぐに競って太常に対して閉門の処置をとつた。私は権の兼務で一時的に出向いたままでなので、そこ

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・翻注本には、いずれも「坂」が「阪」になつている。

a 五年。

元康五年(295 A. D.)のこと。

b 蘭台。

御史台の異称。前漢の御史中丞は殿中の蘭台にあつて図籍秘書をつかさどり、かねて官吏の非法の弾劾督察などを任としたが、後漢では御史中丞が御史台の台主となり、始めて弾劾を専任することとなつた。御史台を蘭台とよぶことのあるのは、御史中丞がかつて殿中の蘭台にあつたことによるものである。

c 閉門の処置をとつた。

原文には「禁止」とある。禁止とは、胡三省(通鑑卷七一、魏明帝紀太和四年の注)によると、いまだ獄に下さずといえども、人をしてこれを守らしめて、出入することを得ず、親党と交通するを得ざらしめること、また一説をひいて、殿省に入るを禁ずることと注している。

から還るとともにその役目がおわり、もはやその事件のおわりまでたずさわることができなかつた。だが当該部局の尚書はかたくいいはって、それからそれへと問いただすことをやめなかつた。私はその時つぶさに釈放されるように努力してやったが、かかりの役人は咎めをおそれて私の言に従わず、太常に閉門の処置をとったまま、また裁判沙汰にした。むかし漢の世に、宗廟の玉環を盗んだものがあつた。文帝はそれに族誅の刑を科しようとしたが、張積之はただ本人を死刑に処断するにとどめた。そして「もし長陵のひとすくいfの土を侵しとつたならば、族誅の上にとどのような刑罰を加えようとするのか」といった。文帝はその言に従つた。わが晉は始めて制度を布くにあたつて、遠い将来のことを深く考えて、御陵は土を盛りあげず、園邑hは付置せず、墓は造つても墳にはせず、山の地はだのままにしておいた。だから丘坂に生えていた草をそのままに残して、野原とかわりないうようにしたのである。陵域は尊厳なものであつても、ただ毀ちあばかれた時にのみこれを族誅する。これが古来の制度である。陵域を踏みつけたり損傷したりして、崇敬の道にそむいたような場合は、そのようなことには一般の刑罰を科するだけに

d 文帝 180—157 B. C.

e 張積之。

字は李、南陽堵陽の人。文帝に仕え、調者僕射、中大夫、中郎将をへて廷尉となつた。法を持すること公平であつて、「張積之、廷尉となりて天下に冤民なし」とまゝで称された。景帝の時、出でて淮南の相となつて病死した。

f 長陵。

漢の高祖の陵、今陝西省咸陽県の東にある。

g わが晉は始めて制度を布くにあたつて。……野原とかわりないようにしたのである。

これは晉書の宣帝紀に、司馬懿（宣帝）が生前にあらかじめ葬制を定めて、首陽山に墓穴をつくり、墳を作らず、木を植えないようにさせ、また顧命三篇を作つて、平服のまま納棺し、副葬品を用いず、後の死者は合葬してはならないこととした、とあるのをさしているのである。

h 園邑。

園陵を守護するために設けられた邑を園邑という。

i 墓と墳。

土の平らかなものを墓といい、土を高く盛りあげたものを墳という。

j 一般の刑罰。

隋書刑法志によると、北齊律における「刑罪」は耐罪と規定されていて、死刑・流刑・鞭刑・杖刑とともに五刑の一とされているが、いまは上記訳文のように解しておく。

とどめてよろしい。

去八年、奴聽教、加誣周龍燒草、廷尉遂奏、族龍一門、八口并命、會龍獄讞、然後得免、考之情理、準之前訓、所處實重、今年八月、陵上荆一枝、圍七寸二分者被斫、司徒太常、奔走道路、雖知事小、而案劾難測、搔擾驅馳、各競免負、于今太常禁止未解、近日太祝署失火、燒屋三間半、署在廟北、隔道在重牆之内、又即已滅、頻爲詔旨所問、主者以詔旨使問頻繁、便責尙書不即案行、輒禁止尙書免、皆在法外、刑書之文有限、而舛違之故無方、故有臨時議處之制、誠不能皆得循常也、至於此輩、皆爲過當、每相逼迫、不復以理、上替聖朝畫一之德、下損崇禮大臣之望、臣愚以爲、犯陵上草木、不應乃用同產異刑之制、案行奏劾、應有定準、相承務重、體例遂虧、或因餘事、得容淺深、願雖有此表、曲議猶不止、

△元明本・南監本・秘閣本・汲古閣本には「牆」が「墻」になっている。

△宋明本には「畫」が「畫」になっている。

△百衲本・宋明本・翻注本には「異」が「畢」になっている。

△南監本には「務」が「預」になっている。

去る八年^aのこと、奴僕が指図をうけて、周龍が陵城の草を焼いたという誣告をした。廷尉はそのまま奏上して、周龍の一族を族誅することにし、八人がともに死刑になることとなった。

たまたま周龍の裁判がくつがえって、それで赦免されることができたが、これを情理にそつて考え、従来のお訓^{きと}しにてらしてみると、その処置はまことに重いものである。今年の八月^b、御陵の上の荆^{いばら}一枝、まわり七寸二分のものが切られ、そのため司徒や太常は道路を走りまわった。ことがらの小さいことは分っていたが、罪の詮議^{せんぎ}だてはどのようなことになるかははかりがたいたので、大騒ぎをしてかけずりまわり、おのおの競つて落ち度を免れようとした。今においても、そのとき太常に対してとられた閉門の処置はまだ解除されていない。最近のこと、太祝^{たいしゆ}の役所に失火があつて、建物を三間半^e焼いた。役所は宗廟の北にあつたが、道路を隔てていく重かの土塀の中にあり、そのうえすぐに火は消えてしまったのに、たびたび勅旨による問いただしがあつた。係りの役人は、勅旨による使者の問いただしが頻繁であつたので、それで尚書がすぐに巡検しなかつたのを咎め

a 去る八年。

元康八年(298 A. D.)。通典(刑四)は「去年八月」になっている。

b 今年の八月。

前文の「去る八年」が元康八年であるとすれば、「今年の八月」は元康九年八月となり、従つて裴頠の上奏文は元康九年八月以降に上られたものとみなされる。しかし裴頠は、元康九年八月に尚書左僕射に遷っているので、「尚書裴頠表陳之曰」という上奏文の前にあることばは正確でないということになる。

c 司徒。

訳注 晉書刑法志(甲)、一〇五頁、注②、および一二〇頁、脚注 f 参照。

d 太祝。

太常の属官で祭文のことをつかさどる。

e 三間半。

間とは建物の柱から柱までのあいだをいう。

だて、ただちに尚書を閉門に付して罷免した。これらの処置はみな法の規定外のことである。刑書の文には限界があるが、違反のことがらは多様である。故に時に応じて論議して処置する制度があるのであって、誠にことごとく常典にしたがうことができるというわけにはいかない。それにしても、これらの輩やからのとった処置にいたっては、いずれも過当である。逼迫した事態においてめられるごとに、もはや条理をもって処置しようと思せず、上は、聖朝が画一fの法によって政治を行なうという徳をおとし、下は、大臣は敬い礼すべきであるという人々の心を損なっている。わたくしめが思うのに、御陵の上の草木を損傷したのは、兄弟までことごとく処刑する制おきてを適用するにはあたらな。い。およそ、巡検や上奏弾劾には一定の準則があるべきであつて、あい受けついで重く処罰するようにつとめるならば、法の体例はやがてそこなわれてしまい、あるいは事件に直接関係のないことがらをもとにして、法を軽くも重くも適用することができるようになるであろう」と。裴頴がこの上表をしたけれども、法を曲げて罪を議することがなおよまなかつた。

f 画一。

漢の高祖(206—195 A. D.)の時、曹参(190 B. C. 没)は齊の丞相に任ぜられ、恵帝二年(193 B. C.)に、蕭何(193 B. C. 没)に代つて漢の相国となり、蕭何の政策を踏襲した。当時の百姓はこれを歌って、「蕭何、法を為り、黠あきらかなること一を畫するが若し。曹参これに代り、守りて失ふことなし。その清淨おこなを載ひ、民以て寧一なり」といった。画一の語はこれにもとづく。g 兄弟までことごとく処刑する制。

殿板などには「異刑之制」となっているが、百衲本その他にしたがい「畢刑之制」に改めて訳出した。

時劉頌爲三公尙書、又上疏曰、自近世以來、法漸多

門、令甚不一、臣今備掌刑斷、職思其憂、謹具啓聞、

臣竊伏惟、陛下爲政、每思盡善、故事求曲當、則例不

得直、盡善故法不得全、何則夫法者、固以盡理爲法、

而上求盡善、則諸下牽文就意、以赴主之所許、是以法

不得全、刑書徵文、徵文必有乖於情聽之斷、而上安於

曲當、故執平者、因文可引、則生二端、是法多門、令

不一、則吏不知所守、下不知所避、姦僞者、因法之多

門、以售其情、所欲淺深、苟斷不一、則居上者、難以

檢下、於是事同議異、獄犴不平、有傷於法、古人有

言、人主詳、其政荒、人主期、其事理、詳匪他、盡善

則法傷、故其政荒也、期者輕重之當、雖不厭情、苟入

於文、則依而行之、故其事理也、夫善用法者、忍違情

不厭聽之斷、輕重雖不允人心、經於凡覽、若不可行、

法乃得直、

△宋明本には「具」が「其」になっている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・

汲古閣本・斟注本には、いずれも「思」の字がない。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・汲古閣本・

斟注本には「夫」が「失」になっており、秘閣本には

「夫」が「先」になっている。

△宋明本には「徵文」の二字がない。

△百衲本・元明本・朝鮮本・秘閣本・汲古閣本には「依」

が「恨」になっており、宋明本・南監本には「依」が

「得」になっており、斟注本には「依」が「循」にな

っている。

△宋明本には「故」が「政」になっている。

△宋明本には「斷」が「期」になっている。

△宋明本には「直」が「宜」になっている。

時に劉頌は三公尚書^aであつたが、また上書して次のように述べた。「近世より以来、法の運用が次第に多様になり、令の適用が甚だしく統一を失なっている。私はいま刑罰をつかさどる任にあり、職務としてその憂うべきことを痛感しているので、謹んでつぶさに申しあげる次第である。私がひそかに拝察するところ、陛下は政治をなされるのに、常に最善をつくそうと思われ、そのため事にあたつては、常に委曲をつくした妥当性を求められるので、法の体制が簡直であり得なくなっている。つまり最善をつくそうとされるために、法の運用がまったきを得ないのである。なぜかといへば、そもそも法は元來理をつくすことによつて法となるものであるのに、上にある君主が最善をつくすことを求めるならば、下にある役人は法の条文をひいてきて己が意にあうようにし、君主の承認する方向にもつていくとす。このため法の運用がまったきを得ないのである。刑書は条文をひいて根拠とするものであるが、条文を根拠とすれば、必ず人情や耳にきいてうける情感にもとづく裁断とはくいちがいがおこるものである。そして上にある君主が委曲をつく

^a三公尚書。

晉書職官志によると、晉初の尚書六曹のうち三公曹がおかれ、武帝の太康年間(280—289)に廃止されたとある。晉志にはその職掌の内容は明らかにされていないが、前漢の成帝(33—75)の時に、尚書に三公曹をおき、断獄を主らしめたとあり、唐六典に「晉初、漢に依つて三公尚書をおき、刑獄を掌らしめた」とあり、かつ劉頌の上表の中に「臣いま刑断を備掌す」とあるところからみて、晉代の三公尚書はやはり刑獄を掌つたものと思われる。

なお晉書職官志では、三公尚書は武帝(265—280)の太康年間になくなったといっているが、この劉頌は恵帝(290—306)の元康元年(291)に三公尚書となつており、記述に矛盾があるやに見うけられる。

^bそのため事にあたつては、常に委曲をつくした妥当性を求められるので。

本文の「曲当」といふことばは、後文にも「弃曲當之妙鑿」とか、「忍曲當之近適、以全簡直之大準」とかと見えておるが、これを一応上記のように「委曲をつくした妥当性」と訳出しておいた。委曲をつくすとは個々のケースについてその實際や人情に即することの謂で、「簡直」に対応することばである。

した妥当性に満足するために、裁判の局にあたるものは、引いて都合がよいと思われる条文にもとづくようになり、そのため法がひとすじでなくなるのである。これがさきの、法の運用が多様になり、令の適用が統一を失なうというものであって、その結果、官吏は守るべき基準を知ることができず、下民は何を避けるべきかを知ることができないということになる。姦悪なやからは、法の運用が多様であることを利用して私情を行ない、欲するままに刑罰を軽くも重くもし、よい加減に判決を下して一定するところがないので、上にあるものは下を取締ることが困難になっている。このため、ことからは同一であるのに、罪の論議は異なったものとなり、裁判は公正を欠き、法を傷つける結果をもたらしている。古人も「人主が詳密であれば、その政治は荒廃し、人主が期^cであれば、その事は治まる」といっている。詳密とは他でもなく最善をつくそうとすることであり、最善をつくそうとすれば、法が傷つくので、従ってその政治も荒廃するわけである。期とは、刑罰の軽重をそれぞれ適合さすことで、たとえ人情を満足させぬ場合でも、もし条文に該当するならば、これに従って行なうことであり、従ってその

^c期。 抛り所を一途にそこに求める態度をいう。なお宋版通典、元版文献通考は「期」であるが、通行本の通典には「明」になっている。

事が治まるのである。およそ法をよく運用するものは、人情にたがい、耳に逆らうような判決を下すことに耐え忍ぶものである。その刑罰の軽重は、人心をなっとくさせず、また一般人の目を通してみれば、その判決は行なわれ得ないように見えるけれども、法そのものは正しいありかたを失なわないですむのである。

注① 時に。

晉志の記載の順序からすれば、この「時に」は尚書裴頠の上表のあった時、もしくはその直後を意味するはずであるが、しかしこれは事実にあわない。裴頠の上表文のうちには、惠帝の元康九年(289)以後のことが述べられているが、劉頌が三公尚書となって律令を論じたのは、本伝によれば元康元年(281)のことである。かつ晉志の下文をみると、太宰の汝南王亮(281歿)がこの劉頌の上表に賛同しているが、汝南王亮が太宰になったのは元康元年三月であり、同年六月には殺されている。従って、この劉頌の上表は、裴頠のそれ前にあつたはずである。

又君臣之分、各有所司、法欲必奉、故令主者守文、理有窮塞、故使大臣釋滯、事有時宜、故人主權斷、主

d その刑罰の軽重は、人心をなっとくさせず、また凡人の目を通してみれば、その判決は行なわれ得ないように見えるけれども。

本文の「經於凡覽」の一句の意義が明らかでないため、ひいて「輕重雖不允人心、經於凡覽、若不可行、法乃得直」という全体の句の結構も明らかにしたい。

なお上記訳文は、「雖」を「若不可行」にまでかけて訳したけれども、また「不允人心」のみかかるものとして解することもできる。その場合、「輕重、人心に允ならずと雖も、凡覽を經て、行ふべからざるがごときも、法すなはち直なるを得」とも、また「輕重、人心に允ならずと雖も、凡覽に經あり、行ふべからざるがごときも、法すなはち直なるを得」とも読むことができる。そして「凡覽を經て」とは、下文の「凡聽」と相通ずる表現として、一般人のすで見知っていることがらであつて、というほどの意である。「凡覽に經あり」と読む場合には、広い見地からすれば(すなわち一般人の目には)恒常性をもつものである、という意にも、また(当事者は)博く法規全般を覽ているからそこに恒常性がある、という意にも解することができると思う。

△百衲本・元明本・南監本・秘閣本には「臣」が「行」になつている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本には、いずれも「守」が「平」になつている。

者守文、若釋之執犯蹕之平也、大臣釋滯、若公孫弘斷郭解之獄也、人主權斷、若漢祖戮丁公之爲也、天下萬事、自非斯格、重爲故、不近似此類、不得出以意妄議、其餘皆以律令從事、然後法信於下、人聽不惑、吏不容奸、可以言政、人主軌斯格、以責羣下、大臣小吏、各守其局、則法一矣、古人有言、善爲政者、看人設教、看人設教、制法之謂也、又曰、隨時之宜、當務之謂也、然則看人隨時、在大量也、而制其法、法軌既定則行之、行之信如四時、執之堅如金石、羣吏豈得在成制之內、復稱隨時之宜、傍引看人設教、以亂政典哉、何則始制之初、固已看人而隨時矣、今若設法未盡當、則宜改之、若謂已善、不得盡以爲制、而使奉用之司、公得出入以差輕重也、夫人君、所與天下共者法也、已令四海、不可以不信以爲教、方求天下之不慢、不可繩以不信之法、且先識有言、人至愚而不可欺也、不謂平時背法意斷、不勝百姓願也、

また君臣には分があり、各々そのつかさどるところがある。

法は必ず奉じなければならぬものであるから、法をつかさどる役人には法の条文を忠実に守らせる。しかし法の理にはいきづまる場合があるから、その時には大臣をしてその滞りを解くようにさせる。また事には時のよろしきに従うべき場合があるから、その時には人主がこれを臨機に処断するのである。法をつかさどる役人が法の条文を守るといふのは、たとえば張積之が天子の行幸の列を犯したものに對する刑の公正を固執したのがそれである。大臣が法理の滞りを解くといふのは、たとえば公孫弘が郭解の事件に對して判決を下したのがそれである。人主が臨機に処断するといふのは、たとえば漢の高祖が丁公の行為に對して誅を加えたことなどがそれである。天下の万事において、この格きやくの内うちにないもの、この類るいに近似きんじゆしないものは、法より外に出で、私意をもつて妄りに論議することは許されず、その余はみな律令によつて事に従わなければならぬ。かようにして始めて法はしもしもに信頼され、人々も聽従するところに惑わず、官吏も不正を行なう余地がなくなり、立派な政治と

a 張積之が天子の行幸の列を犯したものに對する刑の公正を固執したのがそれである。

前漢の文帝(180—157 B.C.)の前三年(177 B.C.)、文帝が中渭橋を渡ろうとしたとき、橋下から一人の男がとび出して、帝の馬を驚かせた。帝はこれを重罪にしようとしたが、廷尉の張積之は、法令に従つて罰金にとどめるべきことを主張し、ついに従われた。

張積之の伝の注に如淳は令乙を引いて、「蹕先至而犯者、罰金四兩」と。

b 公孫弘が郭解の事件に對して判決を下したのがそれである。

關東の大俠の郭解は不法の行為が多かつたが、たまたま前漢の武帝(111—87 B.C.)の元朔二年(127 B.C.)に、その食客が殺人を犯したのに坐して捕えられた。郭解はこの事件には無関係であつたので、吏はその無罪を奏した。ところが丞相の公孫弘は、郭解が平生から殺人行為を多く犯しているから、たとえ今度の事件に關係がなくとも、その罪は大逆無道にあたるとして、ついにその一族を誅した。

c 漢の高祖が丁公の行為に對して誅を加えたこと。

丁公はもと項羽の將で、彭城の戦に、漢の高祖を追いつめたことがあつたが、高祖が「兩賢あにくるしめんや」といったので、そのまま見逃した。のち高祖の五年(202 B.C.)、項羽が亡ぼされるにおよび、丁公は高祖に謁見した。ところが高祖は、丁公が項羽の臣下でありながら、自分を見逃したのは不忠の臣であるとして、これを斬り、後世への見せしめとした。

d この格のうちでないもの、この類に近似しないものは、訳文のこの兩句の間に、本文には「重爲故」の三字があるが、この三字には訛脱があるかまたは三字とも衍

いうことができるのである。君主はこの格に従って、しもじもにその実行を要求し、大臣や小吏は各自の任務の範囲を守るならば、法は統一あるものとなるであらう。古人の言に、「よく政治を行ふものは、人を見て教を設ける」というのがある。人を見て教を設けるとは、法を制定するときのことをいっただものである。また「時のよろしきに従ふ」ということばがあるが、これは政務に当たるときのことをいっただものである。とすれば、人を見るといい、時に従うというのは、広大な思量にもとづいて、その法を制定する場合について述べたものである。法がいったん定まれば、これを施行するが、これを行なうことが確實であるのは四季の運行するが如く、これを守ることの堅いのは金石の如くであるべきである。群吏は、すでにできあがっている法のさだめの内にあって、なおその上に「時のよろしきに従ふ」といったり、「人を見て教を設ける」ということばを引用したりして、政治の典則を乱すことが許されようか。なぜかとならば、始めて法を制定した当初に、もはやすでに人を見、時のよろしきに従っているからである。いまもし法の設けかたが妥当をつくしていないとすれば、これを改めればよいのである。

字と見るべきであらうと思われる。従って訳文にはこの三字を省略した。

もしこれで十分よいとおもえば、これをことごとく法の制としおきてながらしかも法を奉じて運用する役人に、公然と、あるときは法に従わせ、あるときは法の外に出させて、刑罰に軽重の差異を設けさせることは許されない。そもそも人君が、天下の人々とともに共有するものが法である。ひとたび天下に号令する君たる以上は、不信をもつて教となすべきではなく、また天下の民が放漫にならないことを求めるからには、信頼できぬ法をもつて取締るべきではない。その上、昔の識者も、「人は如何に愚かなものであつても、これを欺くことはできぬ」といつているが、これは、つねづね法にそむき私意にもとづいて裁断していれば、^eついに民衆の期待に応じ得なくなることをいつたものである。

^eつねづね法にそむき私意にもとづいて裁断していれば。本文には「不謂平時背法意斷」とあるが、「不」の字は衍字もしくは誤字であろう。

上古議事以制、不爲刑辟、夏殷及周、書法象魏、三代之君齊聖、然咸弃曲當之妙鑒、而任徵文之直準、非聖有殊、所遇異也、今論時敦弊、不及中古、而執平者、欲適情之所安、自託於議事以制、臣竊以爲、聽言

△宋明本には「欲」が「詎」になっている。

則美、論理則違、然天下至大、事務衆雜、時有不得悉循文如令、故臣謂、宜立格爲限、使主者守文、死生以之、不敢錯思於成制之外、以差輕重、則法恒全、事無正據、名例不及、大臣論當、以釋不滯、則事無闕、至如非常之斷、出法賞罰、若漢祖戮楚臣之私己、封趙氏之無功、唯人主專之、非奉職之臣、所得擬議、然後情求傍請之跡絕、似是而非之奏塞、此蓋齊法之大準也、主者小吏、處事無常、何則無情、則法徒克、有情則撓法、積克似無私、然乃所以得其私、又恒所阻、以衛其身、斷當恒克、世謂盡公、時一曲法、迺所不疑、故人君不善倚深似公之斷、而責守文如令之奏、然後得爲有檢、此又平法之一端也、

上古の時代には、事あるごとにその内容を吟味して罪を定め、刑罰の法を設けなかった。ところが夏・殷や周になると、法を象魏に掲示した。^aこの夏・殷・周三代の君は謹しみ深く賢明で

△宋明本・朝鮮本には「似」が「以」になっている。

△宋明本・朝鮮本には「得」が「足」になっている。

^a 法を象魏に掲示した。

周礼大宰職に、「治象の法を象魏に懸け、万民をして治象を觀しむ」とある。治象とは人民を治める法のこと、象魏とは京城の門のこと。

あつたが、しかしみな委曲をつくした妥当性を見出し得る優れた識見をすててこれによらず、法の条文をひいて根拠とするという簡直な準則のままに従つた。それは上古と三代の聖人の徳が異なっているためではなく、そのめぐりあつた時勢が異なっているからである。いま時代の風俗の厚薄を問題にすれば、それは中古すなわち夏・殷・周におよばないのに、裁判の局にあたるものは、人情の満足する方向に赴こうとし、事あるごとにその内容を吟味して罪を定める方法にたよろうとしている。私がひそかに考えるところでは、そのことばをきけば立派であるが、理について論ずれば違ふところがある。とはいうものの、天下は至つて広大であり、なすべきことがらは多くて種々様々であるから、時にはことごとく法の条文に従い、令の規定どおりにすることができないこともある。そこで私の思うには、よろしく格きまりを立てて制限を設け、法をつかさどる役人には条文を守らせ、いかなる場合にもこれを離れることなく、かりそめにも既成の法の外で、罪の軽重に差異を設けることを心がけさせないようにするならば、法は常に全きを得るのである。もしそのことに拠りどころとすべき法の正文がなく、刑名律や法例律も言

及していない場合には、大臣が罪を論じて刑にあてて滞りを解くようにすれば、事にさしさわりは生じない。そして常則に従わない裁断や、法の外に出るような賞罰、たとえば漢の高祖が楚の臣下が私情を用いたのを誅したことや、功勞のない趙氏を王に封じたことなどの場合は、ただ人君のみがこれを専らにし、職を奉ずる臣下が思慮し議論することを許さないところである。かようにしてこそ、私情にもとづく要求や、横あいからの請託の行為がなくなり、是に似て非なる上奏が行なわれなくなる。思うにこれが法を齊一にする大原則である。法律をあつかう役人は小吏であり、事を処理するのに一定性がない。なぜかといえば、人情を加えなければ法が一方的に勝つし、人情を加えれば法を曲げるからである。いつも法を人情に勝たせるのは無私に似ているが、しかしそれはやがて私のために計る所以となるものであり、また常にそれをたのみとして、自分の身をまもる所以のものである。というのは、罪の決定がいつでも人情にうち勝っておれば、世間は公正をつくしていると思うし、時たま法を曲げるようなことがあっても、疑われるところがないからである。かようなわけであるから、人君は、役人たちが嚴

b 大臣が罪を論じて刑にあてて滞りを解くようにすれば。本文の「大臣論當以釋不滞」の「不」の字はおそらくは衍字であろう。

c 楚の臣下。さきの丁公のことをさす。

d 功勞のない趙氏を王に封じたこと。趙氏とは南越王尉佗(27-137 B.C.)のこと。真定の人で、姓は趙氏。秦のとき南海の龍川令となり、ついで南海尉を代行した。秦亡ぶや、自立して南越王と称し、番禺に都した。漢の高祖は天下を統一したが、南越まで平げる余力がなく、その十一年(196 B.C.)に陸賈を遣して、趙佗を南越王に封じた。

e 法律をあつかう役人は小吏であり。これはあるいは、法律をあつかう役人や小吏、と解すべきであるかも知れない。

酷を旨とし公正に似せた裁断をするのをよしとしないで、法の条文を守り令の規定に従った上奏をするようにさせるべきであり、このようにして始めて取締りが十分に行なわれているといえるのである。これまた法を公正にするひとつの道である。

夫出法權制、指施一事、厭情合聽、可適耳目、誠有臨時當意之快、勝於徵文、不允人心也、然起爲經制、終年施用、恒得一而失十、故小有所得者、必大有所失、近有所漏者、必遠有所苞、故諳事識體者、善權輕重、不以小害大、不以近妨遠、忍曲當之近適、以全簡直之大準、不牽於凡聽之所安、必守徵文以正例、每臨其事、恒御此心以決斷、此又法之大槩也、又律法斷罪、皆當以法律令正文、若無正文、依附名例斷之、其正文名例所不及、皆勿論、法吏以上、所執不同、得爲異議、如律之文、守法之官、唯常奉用律令、至於法律之內、所見不同、迺得爲異議也、今限法曹郎令吏、意

△宋明本には「妨」が「防」になっている。

△宋明本・朝鮮本・汲古閣本・對注本には「常」が「當」になっている。

有不同爲駁、唯得論釋法律、以正所斷、不得援求諸外、論隨時之宜、以明法官守局之分、

いったい法の外に出て臨機の裁断を下すことは、ひとつの事件に対して行なわれる場合に限ってみれば、人情を満足させ聞えがよくて、耳目を喜ばせることができ、まことにその場かぎりでは心を満足させる快さがあり、条文を根拠とすることが、人心を満足させないのに比べてすぐれている。しかしこれを取りあげて常制とし、終始これによって事を行なえば、いつも一を得て十を失なうことになる。だから小さなことで得るところのあるものは、必ず大きなことで失なうところがあり、卑近なことで漏らすところのあるものは、必ず大局においては包摂するところがあるものである。この故に諸事に通曉し政治のあり方をわきまえているものは、よく軽重をはかり、小をもって大を害せず、卑近をもって遠大を妨げず、委曲をつくした妥当性がもつ手近かな安易さを割愛して、簡直という大きな原則をまっとうし、一般人の耳を満足させるようなことに心をひかれず、必ず法の条文を根拠として、法の体例を正しくすることを守り、

その事件に臨むごとに、常にこの心をもとにして断決するのである。これまた法の大要である。また法律によって罪を断ずる場合には、みな法律や法令の正文によらなければならない。もし正文がない場合には、刑名律および法例律に準拠して断ずべきである。律の正文や、刑名律および法例律が言及していないものは、その罪を論じてはならない。法吏より以上のものは、その主張を異にするときは、異議をとなえることができるが、その場合でも律の条文に従わなければならない。法をつかさどる官は、ひたすら常に律令を奉用すべきであり、ただ法律の規定のうちで所見が同じでない場合にいたって、始めて異議をとなえることが許される。いま制限を設けて、法曹の郎や令史が反対意見をもって駁論する場合には、ただ法律を論議解釈することによってのみ判決の内容を正すことが許され、法の外に論拠を求めたり、時のよろしきに従うべきことを論じたりすることとは許さないようにし、これによって法官が守るべき職務の分限を明らかにいたしたい」と。

(未完)

a 法吏より以上のものは。

法吏を含まない法吏以外のもの、という意にも、また法吏を含む法吏の身分以上のもの、すなわち、下の訳文の「法をつかさどる官」や「法曹の郎や令史」以上の身分のもの、という意にも解することができるが、ここでは主として比較的には身分の高い「法官」についていうているものと思われる。

b 律の条文に従わなければならない。

本文の「如律之文」の一句の意義が詳らかでない。「文」はあるいは「吏」の字の誤りで、「如律之吏、守法之官」であるかも知れない。徂徠は「律ノ文ノ如クンバ」と読んでいるが、従いがたい。

c 法曹。

「晋書職官志のうちで法曹の名が見えるのは、侍御史の十三曹のうち法曹および県の令長の下にある法曹であるが、しかしここにいう法曹は、そのいずれにも該当しない。なぜならば、ここでは「法曹の郎や令史」といっているが、郎が属するのは、尚書の諸曹でなければならぬからである。晋代の尚書のうちには法曹の名が見えているが、尚書三公曹は断獄をつかさどるから、その意味をとって、これを法曹とよんだのである。